

# 医師の意見書（主治医記入用）

改訂版

★ 医師が記入した意見書が必要な感染症は下表の通りです

<b>意見書</b>	
認定こども園さんわ園長殿	
園児氏名 _____	
病名 「 _____ 」	
_____ 月 _____ 日から、症状も回復し集団生活に支障がない状態となったので登園可能と認めます	
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
医療機関名 「 _____ 」	
_____ 医師名	_____ 印

## 主治医各位

保育園・幼稚園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行はできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できますよう、お手数でも下記の感染症につきまして意見書（診断書）への御記入をお願い致します。感染力のある期間に配慮し、当該児の健康回復状態が、集団での生活が可能な状態となつてからの登園であるようご配慮下さい。

## 医師が記入した意見書が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	発症24時間前から後3日間が最も多く、通常7日以内に減る	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
風しん	発しん出現の数日前から後5日間くらい	発しんが消滅してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症2日前から耳下腺腫脹後5日	耳下腺の腫脹が消失してから
結核		感染の恐れがなくなってから
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱・充血など症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性各結膜炎	充血・眼脂など症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の書状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること（抗菌薬を決められた期間服用する。7日間服用後は医師の指示に従う）
腸管出血性大腸菌感染症（O157など）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの

登園の際に、ご提出下さい

（日本保育園保健協議会）

登園の際に、ご提出下さい

(日本保育園保健協議会)